



# 鳥取県公報

平成 18 年 12 月 5 日 (火)  
第 7 8 4 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (860) (福祉保健課) . . . . . 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (861) (米子保健所) . . . . . 2
	土地改良法による換地処分 (862) (耕地課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (863) (森林保全課) . . . . . 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (55) . . . . . 3
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) . . . . . 4

# 告 示

**鳥取県告示第 860 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社 わたなべ ケアプラ ン	倉吉市小田 185-8	ケアプランセンターわたな べ	倉吉市小田 185-8	平成 18 年 10 月 27 日

**鳥取県告示第 861 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
有限会社稲田松太郎薬局	米子市紺屋町 1	平成 18 年 11 月 17 日
有限会社景山薬局	境港市本町 2	平成 18 年 11 月 27 日

**鳥取県告示第 862 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、伯耆町が行う土地改良事業に係る根雨原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第 863 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字尾張字尾張谷364の2、364の83、364の143、364の145、364の155、364の179から364の181まで、364の195、364の196、字中ノ谷365の1から365の9まで、365の12から365の20まで、366の2、366の5から366の11まで、字権現谷367の1から367の13まで、367の18、367の34から367の59まで、367の68、367の70、367の72、367の74、字大平谷368、字ゾウゾ畑369の1から369の4まで、字ナキ谷370の1から370の3まで、370の6、大字太一垣字シコ谷東平599から615まで、字シコ谷616の2、616の14、616の15、616の18から616の38まで、616の50から616の72まで、616の75から616の88まで、616の90から616の113まで、616の115から616の149まで、616の186から616の189まで、大字中村字大藤谷長坂頭645の1から645の3まで、645の32から645の70まで、645の72から645の78まで、645の82から645の107まで、字不動平646、字大藤大平647、648の1、648の4から648の28まで、字大藤仙谷649の1から649の3まで、649の5から649の19まで、字大藤谷奥西平650の1、650の2、650の4、650の8から650の26まで、字大藤大平頭651の8から651の21まで、字本谷深谷頭652、字本谷東柳園653の1、653の3、字本谷奥654の1から654の4まで、字本谷狼谷平655の1から655の6まで、字本谷中東平656の1、656の2、字本谷深谷口657の1、657の2、字本谷口東平658の1から658の19まで、字本谷ノホソ659の1から659の8まで、字本谷奥西平662、663の1、663の2、663の4、664、665、字寺谷東平676から679まで、680の1、680の2、字納谷奥東平上ミ787、字納谷口791の2、791の16から791の23まで、字納谷頭792の2、792の5から792の7まで、字大徳谷頭793の2

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 55 号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,868
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,897
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,812
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,681
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,037
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,015
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,971
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,291
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,001
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,106
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,037
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,512

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年11月14日付鳥取県告示第818号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福田 良一	鳥取市佐治町大井字ハウニン 402 の 242
〃	鳥取市佐治町大井字ハウニン 402 の 244
長谷 義正	鳥取市佐治町大井字ハウニン 404 の 1
岡嶋 亀藏	鳥取市佐治町大井字寺ノ谷 463 の 1
岡嶋 市蔵	〃
岡嶋 重蔵	〃
岡嶋 春勝	〃
五里江籙四郎	〃
山根 長吉	〃

山根藤十郎	〃
山根 茂吉	〃
山本 徳蔵	〃
西垣 糸蔵	〃
西上 主蔵	〃
村中 久蔵	〃
村中 重吉	〃
谷口 勇夫	〃
中家 新蔵	〃
中家 直蔵	〃
中家 友吉	〃
中谷 伊平	〃
中嶋重次郎	〃
中嶋 槌	〃
中嶋 定	〃
中嶋富十郎	〃
中嶋万太郎	〃
中嶋林次郎	〃
中尾 幸吉	〃
長谷 せん	〃
長谷 安蔵	〃
長谷 丑蔵	〃
長谷 永吉	〃
長谷亀太郎	〃
長谷久五郎	〃
長谷重次郎	〃
長谷松太郎	〃
長谷 清信	〃
長谷 清蔵	〃
長谷文太郎	〃
長谷 豊蔵	〃
長澤 貴朝	〃
徳山権次郎	〃

徳山 源蔵	〃
徳山 新蔵	〃
徳山 長吉	〃
徳山 藤七	〃
徳山 弁吾	〃
徳山和吉郎	〃
福田 勘七	〃
北尾 敬蔵	〃
小谷 長司	鳥取市佐治町大井字岩井谷 516
小谷藤四郎	鳥取市佐治町大井字岩井谷 520
土本 圭子	鳥取市佐治町大井字岩井谷 528
谷口宇之吉	鳥取市佐治町大井字岩井谷 538
小谷藤四郎	鳥取市佐治町大井字岩井谷 543
小谷 長司	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 90
〃	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 94
本田美由喜	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 95 の 1
〃	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 108
小谷 長司	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 117
塩谷 重徴	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 123
小谷 長司	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 126
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 128
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 132
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 134
岡村平次郎	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 140
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 141
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 142
高橋 三蔵	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 149
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 150
岡村平次郎	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 155
上田 金吾	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 159
長谷 傳七	〃
上田 金吾	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 160 の 1
長谷 傳七	〃

上田 金吾	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 160 の 2
長谷 傳七	〃
長谷 善八	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 161
長谷 仁芳	鳥取市佐治町加瀬木字香路口 1003
〃	鳥取市佐治町加瀬木字香路口 1004
長谷 文吉	鳥取市佐治町加瀬木字香路口 1006
西尾 秀藏	鳥取市佐治町加瀬木字高足 2627

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 18 年 11 月 14 日付鳥取県告示第 819 号)の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

南條美喜男	鳥取市佐治町栃原字ヨン谷 400
南條美代子	鳥取市佐治町栃原字ヨン谷 401
〃	鳥取市佐治町栃原字ヨン谷 402

南條久次郎	〃
-------	---

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成18年11月14日付鳥取県告示第820号)の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福安 兵馬	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 9
福安 雅子	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 17
藤原 豊	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 18
福安 次男	〃
福安 誠	〃
福安 雅子	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 21
〃	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 36
福安 道春	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 39
福安 つる	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 48



福島 緑	〃
藤原 豊	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 57
藤原 美男	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 64
光浪須磨男	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 70
福安 道春	鳥取市佐治町尾際字南平 1213 の 72

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 18 年 11 月 14 日付鳥取県告示第 821 号)の内容

(告示の内容)

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

西村てるの	鳥取市河内字小広国 1460 の 1
西村長太郎	〃
徳永 義男	〃
小谷 正	鳥取市河内字安蔵 1461 の 9
西村てるの	鳥取市河内字安蔵 1461 の 31

徳永 義男	〃
西村長太郎	鳥取市河内字大吹 1462 の 38
西村てるの	鳥取市河内字大吹 1462 の 44
西村長太郎	〃

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中口 壽信	鳥取市河内字池淵 1459 の 3
〃	鳥取市河内字池淵 1459 の 4
小谷 正	鳥取市河内字池淵 1459 の 15
西村てるの	鳥取市河内字小広国 1460 の 2
西村長太郎	〃
徳永 義男	〃
西村長太郎	鳥取市河内字小広国 1460 の 3
徳永 武	〃
徳永 健次	〃

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え  
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課